

農学部図書室利用規則

(昭和39年12月17日教授会決定)

(平成15年11月13日研究科教授会改正)

(平成17年2月3日専攻長会議改正)

(平成23年12月1日専攻長会議改正)

(平成29年1月5日専攻長会議改正)

(開室期間)

第1条 農学部図書室（以下「図書室」という。）は土曜日、日曜日、国民の祝日、創立記念日及び夏季一斉休業日を除き、次のとおり開室する。

4月1日から12月27日まで

1月5日から3月31日まで

ただし、必要に応じて臨時休室とすることがある。

(開室時間)

第2条 図書室の開室時間は次のとおりとする。

月曜日から金曜日 午前9時から午後8時まで

(閲覧者)

第3条 図書室の資料を利用できる者は次に掲げる者とする。

- 1 本学職員、研修員
- 2 本学大学院生、研究生、学部学生及び聴講生
- 3 本学名誉教授
- 4 学外者

(閲覧手続)

第4条 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる者は、閲覧室及び書庫に自由に入室できる。前条第4号に掲げる者は、図書室に備え付けの学外利用者名簿に住所・氏名を記帳することにより、閲覧室及び書庫に入室できる。

(資料の利用)

第5条 閲覧室及び書庫は開架式閲覧法を採っているので調査、研究、学習等のため資料を自由に利用することができる。

ただし、貴重図書および準貴重図書の利用については、別に定める。

(閲覧制限)

第6条 次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することがある。

- 1 資料に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）」（以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記載されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- 2 資料の全部又は一部を特定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第3号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- 3 資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書室において当該原本が現に使用されている場合

(閲覧室及び書庫での禁止事項)

第7条 閲覧室及び書庫では次の行為をしてはならない。

- 1 資料の利用のために必要と認められないものの携帯
- 2 配架資料の順序変更
- 3 喫煙・飲食

(貸出者)

第8条 第3条第1号、第2号及び第3号に掲げる者は、資料の貸出を受けることができる。

(貸出手続)

第9条 資料の貸出を受けようとする者は、所定の手続きを取るものとする。

(貸出冊数及び期間)

第10条 図書資料の貸出冊数及び期間は、次のとおりとする。

図書 2週間

雑誌 1日(新着雑誌当年分は貸出不可)

参考図書 1日

Review Journal 1週間

貸出合計冊数 5冊以内

(返却期間及び転貸の禁止)

第11条 貸出中の資料は、期間内に返却し、いかなる場合でも転貸してはならない。

(資料の事故)

第12条 貸出中の資料を汚損、破損もしくは紛失した時は、直ちにその旨を届け出て、図書委員長の指示に従わなければならない。

(複写サービス)

第13条 本図書室利用者の便宜を図るため電子複写による複写サービスを行う。これについては京都大学文献複写規程に従う。

(目録及び図書室使用規則の開示)

第14条 図書室の資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及び本図書室利用規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(規則違反)

第15条 この規則に違反した者は、一定期間の利用制限をすることがある。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第16条 図書室資料に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じることがある。

(1) 施錠可能な設備への別置等物理的な接触の制限

(2) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

附 則

この規則は昭和39年12月17日から施行する。

昭和48年 6月21日改正

昭和59年 4月 1日改正

平成 2年 3月26日改正

平成 4年 5月 1日改正

平成13年 4月16日改正

平成16年 4月 1日改正

平成17年 4月 1日改正

平成23年12月 1日改正

平成29年 1月 5日改正